

監査の結果により講じた措置の内容について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和 6 年 11 月 27 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
 同 吉 川 知 恵 子  
 同 中 家 華 江  
 同 加 藤 元 弥  
 同 青 山 圭 一

1 措置の対象となった監査の結果

令和 6 年 7 月 9 日神奈川県監査委員公表第 9 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会及び公安委員会を除く 7 か所に係る 8 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 環境農政局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立かながわ農業アカデミー	令和 6 年 4 月 24 日（令和 6 年 2 月 2 日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、かながわ農業アカデミー給食業務委託契約（契約額 9,485,916 円）について、平成 20 年 3 月 28 日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が 100 万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。	不適切事項については、担当者の確認不足に加え、公表手続きに係るチェック機能も働いていなかったことによるものであり、かながわ農業アカデミー給食業務委託契約については、令和 6 年 2 月 2 日に公表した。 今後は、このようなことがないよう、入札調書等の余白に公表実施の記録を記載し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

(2) 健康医療局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター	令和 6 年 2 月 15 日（令和 5 年 12 月 20 日及び同月 21 日職	（不適切事項） 財産管理事務において、栄養指導室に係る行政財産の使用許可 1 件について、令和 5 年 8 月	不適切事項については、財産管理事務における会議室等の使用許可の確認手続きが不十分であ

	員調査)	23日までに使用許可をすべきところ、これを行わず、許可がないまま栄養指導室を使用させ、その後、許可申請書を受領した上、遡って許可を行っていた。	ったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、許可申請書の受領時など手続ごとの確認作業を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県精神保健福祉センター	令和6年3月14日（令和6年1月25日及び同月26日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、令和5年度ころとこのちの地域医療支援事業（自殺対策）かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業委託契約（契約額1,182,600円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。 2 文書の管理において、精神保健福祉センター職員及び職員の配偶者の個人番号が記入された令和5年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知の認識が不十分であったことによるものであり、令和6年3月13日付けで公表した。 今後は、このようなことがないように、上記通知を所内で共有するとともに、複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 文書の管理については、不注意により施錠保管の必要のない文書のファイルの中に、個人番号記載の文書を綴ったことによるものであり、個人番号記載の文書の事務処理を見直した。 今後は、このようなことがないように、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に則り、個人番号記載の文書を管理することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県動物愛護センター	令和6年1月22日（令和5年12月6日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、動物収容自動車の賃貸借契約（契約額715,440円）に係る令和5年4月分の支払額59,620円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、担当者の確認不足及び決裁過程におけるチェック機能が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、決裁後に執行書類と突合し、会計管理システム上の決裁完了を複数人で確認することにより再発防止に取り組み、適

			正な事務執行に努める。
--	--	--	-------------

(3) 産業労働局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立西部総合職業技術校	令和6年2月8日（令和5年12月14日及び同月15日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、マシンングセンタ賃貸借契約ほか3件（契約額計22,537,416円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が80万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。	不適切事項については、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に基づく適正な方法を実施することの必要性に対する認識が不足していたことによるものであり、令和6年2月19日に契約結果を公表した。 今後は、このようなことがないように、関係通知等の理解向上を図るとともに複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

(4) 県土整備局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県厚木土木事務所	令和6年3月6日（令和6年1月15日から同月17日まで職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、令和4年度道路改良工事県単（その21）令和5年度道路改良工事県単（その10）合併の設計額の積算に当たり、仮設工の法面保護シート工について、当初設計に引き続き、変更設計においても法面保護シートの取付け費用のみを計上すべきところ、誤って取外し費用も計上していたため、変更後の設計額（13,904,000円）が132,000円過大であった。	不適切事項については、設計額の積算に当たり、設計積算システムに登録された工種コードを誤って選択したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、使用する工種コードの内容確認の徹底を改めて周知するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県厚木土木事務所東部センター	令和6年3月6日（令和6年1月19日、同月22日及び同月23日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、街路整備事業の土地評価算定業務等報酬に係る所得税及び復興特別所得税1件、51,866円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	不適切事項については、担当職員が納付すべき所得税を公金口座に入金したものの、金融機関での納付手続を失念したことに加え、他の職員もそのことに気づかなかったことによるものである。

			今後は、このようなことがないよう、グループウェアのスケジュール機能を活用し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
--	--	--	------------------------------------------------------------------------------------